

令和5年度仙北市農業施策について

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、近年にない円安進行と2月に始まったロシアのウクライナ侵攻はエネルギー価格の上昇とそれに伴う肥料・飼料などの生産資材価格の高騰・高止まりを招き、経済活動に重大な支障を及ぼしています。また国内でも物価上昇の影響による買い控えや消費減退による農畜産物価格の下落などにより、今後の農業経営に深刻な影響を及ぼす状況となっています。

このような状況のなか、国は令和4年5月に農業経営基盤強化促進法により法定化された「地域計画(人・農地プラン)」の策定や農地利用の最適化活動や農地中間管理事業の推進に関する法律を改正し、本市農業委員会においても農地等の利用最適化の推進に関する指針を改正し、「遊休農地の解消」、「担い手への農地の集積」など具体的な活動目標を新たに設定したところです。

水稲経営が主体である本市農業は、地域農業者による法人設立や農地中間管理事業を軸とした圃場整備事業による農地の集積を進めており、今年度秋田県独自の水稲新品種「サキホコレ」の販売が本格化するなど農業経営に資する努力が様々行われておりますが、所得向上や安定的且つ持続的な経営展望を見出すにはまだ不足と考えます。地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくためには、意欲ある多様な農業者の確保・新規就農支援、複合経営の確立、耕作放棄地解消に伴う農地保全などが急務であり、国・県などの各種事業を活用し、長期展望に立った継続的な支援策が必要です。こうした状況を踏まえ、本市農業・農政に関わる全ての組織が施策・事業毎に期待される役割を担い、農地等の利用の最適化を強力に推進し農地等の利用の効率化を支援していくことが必要です。

つきましては、本市農業者が安心して営農できるような中長期的視点に立った施策の実現に向けて、本市施策・事業の立案や令和5年度の予算編成、また国・県に対しても早急な施策の展開を強く求めていただきますよう農業委員会に関する法律第38条に基づき意見書を提出致します。

令和4年12月2日

仙北市議会議長 黒沢 龍己 様

仙北市農業委員会
会長 藤村 隆清